

(衛生管理等)

第19条 利用者の使用する設備、食器等及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努めます。また、感染症対策を図るとともに利用者の心身の状況を常に把握し、保健衛生の管理に努めます。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第20条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束等の原則禁止)

第21条 事業所は、利用者または他利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。

(その他運営に関する重要事項)

第22条 事業所は、従業者の質の向上を図るための検収の機会を設けるとともに業務体制の整備に努める。

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従事者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項のほか運営に関する重要事項は別に定める。

附 則

この規程は令和元年12月1日から施行する。

この規程は令和2年2月3日から施行する。

この規程は令和2年4月1日から施行する。

この規程は令和2年10月21日から施行する。

この規程は令和2年12月1日から施行する。

この規程は令和3年1月16日から施行する。

この規程は令和3年1月22日から施行する。

この規程は令和3年2月22日から施行する。

この規程は令和3年4月1日から施行する。